

翻訳

君主の投票権を通して見た君主政

— 歴史的比較法的分析 —*

リュック・ホイシュリング**

訳 只野 雅 人***

訳者解題

以下に訳出するのは、リュック・ホイシュリング (Luc Heuschling) 教授 (ルクセンブルク大学、Université du Luxembourg) が、2014年12月19日に東京・新宿の工学院大学で行った講演のために執筆したフランス語版テキストである。講演後の質疑応答では、参加者との間で活発な議論が交わされた。そうした議論もふまえ、ホイシュリング教授が、講演後に一部加筆を行っている。講演及びテキストの元となっているのは、以下でも引かれている、ホイシュリング教授の近著『君主たる市民——大公、大公家族、及び投票権についての省察』(Luc Heuschling, *Le Citoyen monarque. Réflexions sur le grand-duc, la famille grand-ducale et le droit de vote*, Larcier-Promoculture, Luxembourg, 2013) である。

ホイシュリング教授は、1971年生まれで、パリ第1大学において公法学博士の学位を取得し、その後、公法学の教授資格を得ている。リール第2大学教授を経て、現在は母国のルクセンブルク大学教授 (憲法・行政法) をつとめている。学位論文 *Etat de droit, Rechtsstaat, Rule of Law* は複数の学位論文賞を

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第14巻第2号 2015年7月 ISSN 1347-0388

※ 原題は «La monarchie au prisme du droit de vote du monarque. Une analyse historique et comparée» である。なお、フランス語版テキストにおいてイタリックで強調されている箇所を、以下の翻訳では下線で示している。

※※ Luc Heuschling, ルクセンブルク大学教授

※※※ 一橋大学大学院法学研究科教授

受賞するなど高い評価を得ており、2002年にフランスのDalloz社から出版されている。これまでの一連の論攷の中では、法治国家、憲法、民主主義など、憲法学の基礎概念の含意について多面的な分析（ドグマティックと理論、歴史と比較など）を行っている。以下に訳出する論攷においても、同様の視点から、君主の投票権といういささか「特異」な素材を通じ、君主政や君主の地位の本質と関わる興味深い分析が行われている。著書の中では、日本の天皇制にも言及がなされている。

もとより、西欧における君主（王）と天皇には無視し得ない相違があり、同列に論じ得ない部分も少なくない。また、日本国憲法との関係では、日本を君主政（制）と形容することの当否をめぐる議論の余地があろう。しかし、「君主たる市民」というホイシュリング教授の分析概念は、日本の憲法学にとっても、あらためて考えるべき問題を含んでいるように思われる。

著書の執筆にあたりホイシュリング教授が日本についてとくに興味を持ったのが、この問題をめぐる学説の存在であった。以下でも指摘されているように、西欧諸国の学説は、君主の投票権の問題をほとんど論じていない。一方日本では、周知のように少なからぬ学説がこの点に言及している。ホイシュリング教授はとりわけ、投票権を容認する学説に強い興味を示した。そこで訳者が、戦後初期の代表的学説として宮沢俊義教授の見解を、また近時の代表的学説として、横田耕一教授の見解を、紹介した。フランス語への翻訳についてはできるだけ正確を期したつもりであるが、訳者の能力の問題もあり、微妙な含意やニュアンスが正確に伝わっていない可能性も皆無ではない。その責めは、もとより訳者が負うべきものである。

なお、最後になったが、講演会開催の労をおとりいただいた長谷川憲工学院大学教授に、あらためて感謝申し上げたい。

[1] 君主政 (monarchie) は、今日、さして法学の関心を引くテーマではない。なるほど、君主制 (régime monarchique) の国ではどこでも、法学教授は、指名、権限、地位、王族など、君主に関する憲法条項を分析し、注釈する。各国ごとに法的ドクマーティクがある。しかし欠けているのは、君主制の比較法的、理論的分析である。かくして、一例のみをあげると、「国際的」、「グローバル」あるいは「比較法」を謳う近時の憲法論集¹⁾では、特別に君主政を扱った章はひとつもない。君主政の法体制にはほとんど触れられていない。それは、君主政が、新たな、複雑で特有の問いを、もはや提起しないということなのだろうか。君主制は、世襲による任命——今なおそうなのだが²⁾——を別にすれば、共和制になるのか。そのような仮説は、君主政の現実についての徹底した分析によって否定される。君主政の現実とは古くて新しい、複雑でないとはいえない特有の問いを常に提起している。

[2] 新たな研究領域のひとつとして、君主と王族構成員の(能動的及び受動的)投票権〔訳者注：能動的投票権は選挙権を、受動的投票権は被選挙権を指す〕をめぐる問題がある。私の著書(『君主たる市民——大公、大公家族、及び投票権についての省察』Larcier-Promoculture, Luxembourg, 2013)における研究で示されているように、この主題はなお十分に検討されていない。日本では、この問題領域は、1945年以降、学問的に比較的よく知られているが、逆に欧州の君主政国の大部分では、ほとんど言及されるところがない。答えはしばしば、神秘に包まれているとはいわないまでも、不確かさをまとっており、国によって異なっている。

[3] 一見したところ、民主政の理念に慣れ親しんだ21世紀の市民である我々

1) 以下を参照。M. Troper, D. Chagnollaud (dir.), *Traité international de droit constitutionnel*, Paris, Dalloz, 2012, 3 vol.; M. Rosenfeld et A. Sajo (dir.), *Oxford Handbook of Comparative Constitutional Law*, Oxford, OUP, 2012; T. Ginsburg, R. Dixon (dir.), *Comparative Constitutional Law*, Cheltenham, Elgar, 2011。以下の文献では、様々な箇所ですべて君主政が取り上げられているが、体系的な分析の対象とはなっていない。Wen-Chen Chang, Li-ann Thio, Kevin YL Tan, Jiunn-rong Yeh, *Constitutionalism in Asia. Cases and Materials*, Oxford, Hart, 2014。

2) 選任による君主政につき、カンボジアの現行体制(1993年憲法第10条、13条、14条)、あるいはマレーシア(1957年マレーシア連邦憲法32条)の例を参照。

の多くにとって、この主題は、無意味ではないにせよ、取るに足りない、周辺的なものと映るかもしれない。君主の投票権、そしてさらに拡げて、他の王族構成員の投票権は、普通選挙という民主主義理念の当然の究極的帰結であるようにみえる。投票権を有することに疑いの余地がない共和政の国家元首に君主をなぞらえる場合には、とりわけそうである。今日では、ルクセンブルク大公アンリ・ド・ナソーのように、投票権を公然と求める君主さえいる。大公は、2004年、降誕祭の演説に際し、欧州憲法をめぐるレファレンダムに参加しうる自らの権利を要求したのである。逆に、神授王権による絶対王政、19世紀の立憲君主政など、旧来の君主政の考え方に照らせば、君主が選挙人団の、すなわち人民の一員を構成することなど考えられない。なるほどそうした考えが、シイエスが、あるいはドイツではヘルマン・レームがものしたように、ときに現れることはあったが、それはまったくもって偶像破壊的なものであった。フランスの歴史家ポール・トゥロー・ダンジャン（1837年—1931年）が7月王政下の「市民たる王」をめぐる言説について記している通りである。「しかし、真っ向から攻撃を受けないために、王権は極めて重大な危機を冒した。ほとんど誰もが王権を歪め、その権威を貶めようとしたように思われた。背信的戦術からそうした者もあるが、大部分は民主主義の愚かしさによって、そうしたのである。君主 (souverain)を臣民から隔てるべき距離を縮めようとしたのだ。『市民たる王』——王に特有なのは市民ではないことだという点を忘れて、当時の愚か者達が振りまいたのがこの言葉であった」³⁾。王の市民権を主張すること、それは、「社会という構築物の頂点に位置する別格の存在」⁴⁾(バンジャマン・コンスタン)であるという考え方に真っ向から反する。なるほどそれは人間の姿をとっている。しかし、自ら神ではないにせよ（1945年以前の現人神としての天皇の理論を参照）、その系譜は神の摂理によって指し示されたものである。

[4] 君主の投票権のこうした様々な理解の対照から明らかになるのは、私の

3) P. Thureau-Dangin, *Histoire de la monarchie de juillet*, 2^e éd., Paris, E. Plon, Nourrit et Cie, 1888, t. 1, p. 105. 下線部分は筆者 (Luc Heuschling)。

4) バンジャマン・コンスタンのこの表現は、彼の *Principes de politique* (1815年) の第2章に出てくるものである。それは、19世紀のベルギーの文献でもしばしば取り上げられている。

著作の主要テーマのひとつなのだが、そこではまさに本質が問われているということである。それは、問われている君主政のアイデンティティを明らかにしてくれる鍵となる問題である。(個人としての資格における) 君主の投票権の賛否をめぐる論議を通して、観察者は立憲君主政の(それ自体変化する)性質を、そして19世紀以来のその民主化の過程の進展を捉えることができる。この問題は、人民に対する君主とその家族の地位を明らかにする。君主は十全な権利をもって人民の一部を構成するのか、それともその家族と共に、人民の外に、さらには人民の上に位置づけられるのか。投票権の問題は、かようにして、新たな異なった視角から、君主政と民主政との複雑な結節の分析を可能にする。「立憲君主政」なるものは、まずもって、そして何より、(出発点として王とその権限を伴った)君主政なのか。あるいはとりわけ、人民がシテ(Cité)の基礎である民主政なのか。

[5] まずは歴史的視角から、君主(個人)の投票権の問題を検討し(第1部)、次いで、西欧の様々な君主政の現況を比較法的に概観しよう(第2部)。そうすることで、様々な解法を正当化する規範的論拠を明確にすることができるだろう。

第1部 歴史的にたどって見た君主(個人)の投票権

20世紀初頭までのこの歴史的検討において、鍵となる3つの時期に注意を喚起したい。絶対王政(A)、特にシエスの存在をも伴った啓蒙思想の貢献(B)、そして最後に、19世紀立憲君主政の時代(C)である。

A. — 絶対王政：王の人格への人民の吸収

[6] 君主の投票権の歴史叙述は、アンシアン・レジームから始めねばならない。当時としては、この問題はそれ自体荒唐無稽なものであったにせよ、である。絶対王政下では、議会は存在しなかった。それゆえ、選挙も選挙人もなかった。イギリスとポーランドのようないくつかの例外的な国を別にすれば、封建制度に由来する旧来の議会代表の形態——フランスでは王国のエタ・ジェネロー、スペインではカスティーリヤ、アラゴン、ヴァレンシアの科尔テス等——は、絶対的

権力を求める王によって、徐々に周辺化され廃止されていた⁵⁾。近代的で自由主義的な新たな議会制の形態についていえば、これらの国では、ようやく18世紀・19世紀の革命以降、日の目を見ることになる。絶対王政にあっても、なるほど「人民 (people)」あるいは「諸人民 (des peuples)」は存在しており、「陛下の臣民」から構成されている。しかし、この人民は、王からは分離され⁶⁾、王に従属し、受動的な役割しかもたない。人民は、絶対君主の発する規範の名宛て人であって、その作成者ではない。それは「客体としての人民」であって、「主体としての人民」ではない。人民は公的事柄に発言権をもたない。

[7] 一定の絶対君主はこの人民の体現さえ求めるようになり、そうすると人民は君主の外に固有の独立した存在をもたないこととなる。1776年、鞭打ち演説に際し、フランスの王・ルイ15世がよく知られた言葉で主張したように、王は、その存在と活動のなかで国民を、人民（「わが人民」）を代表しようとする。エタ・ジェネローが集会しない中、フランス国民を代表することを主張した王国最高法院に対して⁷⁾、ルイ15世は、国民を代表するという自らに固有の専属的な役割を再確認したのである。

「かくも有害な新機軸を原則に仕立て上げようとする事、それは司法官の地位を損ない、その制度に背き、その利益を裏切り、そして国の真の基本法を見誤ることである。主権的権力がわが人格のうちのみ存し、その固有の性格が助言、公正、そして理性の精神であることを、わが人民はただ朕と共にあり、国民は敢えて君主とは別個のものとなつてはいるが、国民の権利と

5) ヨーロッパにおける中世代表制度の起源とその帰趨につき、たとえば以下を参照。R. van Caenegem, *An Historical Introduction to Western Constitutional Law*, Cambridge, Cambridge University Press, 1995, p. 81 ss, 108 ss.

6) 人民はかくして君主の臣民の総体として定義され、君主は定義上、人民の一員を構成しない。「君主 (souverain) に対し、あらゆる国家の構成員を人民と呼ぶ」という、百科全書の「臣民の項目」のジョクールによる定義を参照 (*l'Encyclopédie*, 1765, t. XV)。アンシアン・レジーム期の他の定義については、以下を参照。L. Heuschling, *Le citoyen monarque. Réflexions sur le grand-duc, la famille grand-ducale et le droit de vote*, Larcier-Promoculture, Luxembourg, 2013, p. 75. この定義では、他の王族構成員の地位は取り上げられていない。その地位、君主と他の王の臣民のいずれと同視できるのだろうか。

7) 以下を参照。J. Krynen, *L'idéologie de la magistrature ancienne*, Paris, Gallimard, 2009, p. 268 ss.

利益は、必然的に我が権利・利益と一体化し、わが手中にのみ存することを、あたかも忘れることが許されるかのごとくに。]⁸⁾

[8] 人民はもはや、あるいはいまだなお、王に対し独立した存在ではない。人民は王の政治的身体の中に吸収される。人民は王の庇護下にあり、王は国父のごとく、あるいは所有者然として——往事の家産的権力観のレプリカであるが——、「わが人民」（あるいは「わが諸人民」）と「わが臣民」について語ることができるのである。

B. — 啓蒙思想、近代化の2つの論理、そしてシイエス

[9] アンシアン・レジームの絶対王政のこのシステムは、啓蒙思想の理想の浸食に屈してゆく。かくして、遅々とした長く複雑な、「君主政の近代化」の過程が開始されるのである。この過程は、とはいえ、今でも完遂しているわけではない。というのも、君主政を「近代化する」ことが今なお問題となるからである⁹⁾。ところでこの過程——「共和政化」と呼んだ者もあるが¹⁰⁾——を理解するためには、その内部で2つの論理を区別することが欠かせないように思われる。それらは同じ目的をめざすわけではなく、ある点では相争う場合もある¹¹⁾。

[10] 一方の論理を、「君主権力剥奪の論理」と呼んでみたい。この論理は、よく知られるように、王の、完全な、絶対的権力を浸食することに存する。あるいは王のある権力を廃止することが、別の権力を縮減し枠づけることが、あるい

8) パリ高等法院親裁座議事録 1766年3月3日。引用は以下による。J.C.L. Simonde de Sismondi, *Histoire des Français*, tome XXIX, Treuttel et Würtz, Paris, 1842, p. 362 s. 下線部分は筆者。この著作は、ウェブ上で参照可能である (www.gallica.bnf.fr)。「わが人民はただ朕と共にあり」という表現は、以下の書写にはないことを指摘しておかねばならない。J. Flammermont, M. Tourneux, *Remontrances du Parlement de Paris au XVIIIe siècle*, Paris, Imprimerie nationale, t. 2, 1895, p. 557-8. シイエスの言葉を信じるなら、この表現はルイ16世によっても用いられている (後述 [15] を参照)。

9) 近代化は、現在のルクセンブルク憲法の見直しの主要争点の一つである (改正提案 n°6030 を参照)。

10) 1830年、ベルギーでの憲法制定論議の際、シャルル・ヴィラン8世子爵は、「可能な限り共和政的な君主」の理想を擁護した。引用は以下による。A. van Welkenhuyzen, «Chef de l'Etat», *Répertoire pratique du droit belge, Compléments*, t. V, Bruxelles, Bruylant, 1977, p. 227.

11) L. Heuschling, *Le citoyen monarque*, p. 244 ss.

はそれらを単に「形式的」権力とすることが（形式的に言えば、「文面上」、君主はある特権を保持しているが、責任政治のように、現実には他の機関がそれを行使用しているとみなされる）、ここでの問題である。権力のこの侵食の過程は、悪くすると、君主の非人間化に至り、君主はもはや「署名機械」でしかなくなる（19世紀末、ルクセンブルク大公アドルフが用いた表現である）。君主は象徴的で装飾的な形象に、他人が糸を引き操る道具になる。君主は自らの見解を強いているとは、あるいは表明しているとさえ、みなされない（イギリス女王は、首相府広報部が起草した演説を読み上げている。日本の天皇についても同様である）。とはいえ、啓蒙思想からみれば、思想・表現の自由は、1789年人及び市民の権利宣言11条を引くなら、「最も貴い権利のひとつ」であった。

[11] 第2の近代化の論理は、この君主権力剝奪の論理とは区別されなければならない。それを、「君主・王族の人間化の論理」と呼んでみたい。ドイツでも、*«Verbürgerlichung der Dynastie, des Königs (王統と王の市民化)»*¹²⁾について語られることがある。*«embourgeoisement de la dynastie et du roi (王統と王の市民化)»*という表現では、言葉の多彩な面が不完全にしかフランス語化されない。この第2の論理は、しばしば第一の論理ほどには知られていない。というのも、第一の論理に蔽われて、権力の面ではなく、個人的権利の面に作用するからである。それは国家機関（「プロイセン王」、「ルクセンブルク大公」、「日本国天皇」等）にではなく、この機関の背後に見出される、その具体的な保持者である、生身の個人の法人格に関わる。この肝要な人間化の論理の内容は単純ではあるが、その実施はしばしば微妙であることが明らかになる。王統の構成員が人間的存在であると認めることが問題となっているのである。モーツァルトが魔笛のなかでタミーノ王子について約言している通りである。「彼は王子なのです」「それ以上

12) H. Dollinger, «Das Leitbild des Bürgerkönigtums in der europäischen Monarchie des 19. Jahrhunderts», in K. F. Weber (dir.), *Hof, Kultur und Politik im 19. Jahrhundert*, Bonn, Röhrscheid Verlag, 1985, p. 325 ss. フランス語訳である *«embourgeoisement»* は、マルクス主義的言説の影響の下で、侮蔑的意味合いを帯びる。さらに、この言葉の焦点は個人の私的、経済的生活に置かれている。ところがドイツ語の *«Bürger»* は、フランス語における *«bourgeois (ブルジョワ)»* と *«citoyen (市民)»* とを同時に意味する。それゆえフランス語では、*«humanisation (人間化)»* という方がよいであろう。

のものだ。彼は人間だ」¹³⁾。タミーノは、王子である前に、まず人間なのだ。この人間的存在は、さらに、自国の国籍保持者である（王族の構成員はそれゆえ国家の帰属民である）。こうした資格において——人間として、そして国家の帰属民として——君主と王族は、王統に属さない通常の個人と同じように、これらの資格に帰属する様々な基本権を享有する。

[12] この論理を表明した最初の一人が、シイエスであった。1789年9月7日の、よく知られる王の裁可権をめぐる演説——のちに再び取り上げることにしよう——において、彼は、「国民の元首、第一市民としての王」¹⁴⁾（国家機関、国家の主席執政官）と、「個人とみなされる王」¹⁵⁾とを区別している。人間化の論理は、同様にフランス革命下、1789年の制憲議会議員であったシャルル・アレクシス・マルキ・ド・シエリ（1737年—1793年）によっても表明されている。フランス王族皇子——特に対象となっているのはオルレアン家のルイ・フィリップ（1747年—1793年）、後の「フィリップ平等公」である——の選挙上の地位をめぐる1791年8月の議論に際し、シエリは修辞学的な問題を提起している。「自由な国民の中で孤立し、ひとり国王に従属して、彼ら（王族の皇子）は、あなた方の憲法の基本的基盤である自由も平等も享受しないのであろうか」¹⁶⁾。

[13] この人間化の言説は、たいていは、君主その人ではなく、王統の他の構成員に集中している。ベルギーでは、ベルギー学説彙纂の項目「王族」の匿名の著者が、皇子・皇女は、皇子・皇女である以前にまずもってベルギーの「市民」

13) モーツァルト『魔笛』、第2場・第1幕。第3の司祭がタミーノ王子について語る。「偉大なるザラストロ、賢きお言葉ごもっともでございます。とはいえ彼は待ち受ける試練に耐え続けられましようか。失礼、あえて疑問を口にいたしました。彼は王子なのです。ザラストロ「それ以上のものだ。彼は人間だ」。

14) 王の裁可権に関する1789年9月7日の演説。以下に再録。Archives parlementaires de 1787 à 1860, 1^{re} série, Assemblée nationale constituante, t. VIII (débat du 5 mai 1789 au 15 septembre 1789), éditées par J. Mavidal, E. Laurent et E. Clavel, Paris, P. Dupont, 1875, p. 592.

15) *Ibid.*, p. 593.

16) 1791年8月24日の演説。以下に再録。Discours du 24 août 1791, reproduit dans Archives parlementaires de 1787 à 1860, 1^{re} série, Assemblée nationale constituante, t. 29 (débat du 29 juillet au 27 août 1791), éditées par J. Mavidal et E. Laurent, Paris, P. Dupont, 1888, p. 702.

(ベルギー国民)であり、この資格において他のすべてのベルギー人の権利を有しているという事実について、重々しく主張している¹⁷⁾。ドイツでは、少なくとも2人の著名な論者を、優れて自由主義的な言説として、引証することができよう。ロベルト・フォン・モール(1799年—1875年)とヘルマン・レーム(1862年—1917年)である。まずは、偉大な自由主義的憲法学者モールを引こう。「王族の構成員は、他のすべての者と同様に国家の市民である。彼は同じ権利を有しているが、とはいえ特定の場合には、それらの権利は特権により修正を受ける。しかし、王族の構成員の自由の制限において、この特権の最も厳格な解釈が許す以上のことは禁じられている。なぜ皇子だけが、憲法により保障された保護を奪われることになるのか¹⁸⁾。レームはといえば、君主をこの普通化、平等化、人間化の論理に含ませてさえいる。「この点に関する明示あるいは黙示の特例がない限りは、王族の構成員は、王族の家長をも含めて、国家の帰属民、外国人、公務員等であるならば、他の国家の帰属民、外国人、公務員等と絶対的にまったく同じ様に扱われる¹⁹⁾。

[14] この人間化の論理は、当初、2つの領域に作用する²⁰⁾。一方では、自由権のレベルにおいて(1789年人及び市民の権利宣言の意味における「人の権利」)。他方では、それよりもみえにくい「政治的」権利、「市民」の権利(能動的及び受動的投票権、大臣や公務員になる権利、人民発案を行う権利など)のレベルにおいて。自由権として提起されることになるのは、たとえば、よく知られる、感情的な負荷をおった——19世紀はロマン主義の世紀でもある——王族の構成員は自ら配偶者を選択する権利(婚姻の自由)を有しているかどうかという問題である²¹⁾。良心の自由——王統が帰依しなければならぬ国教の要請に対する良心の自由の援用——、相続に関する平等、表現の自由、移動の自由のよ

17) Anonyme, «Famille royale», *Pandectes belges*, Bruxelles, Larcier, t. 43, 1893, col. 381-420.

18) R. von Mohl, *Das Staatsrecht des Königreiches Württemberg*, 2^e éd., Tübingen, Laupp, 1840, t. 1, p. 271. 筆者による仏語訳。

19) H. Rehm, *Modernes Fürstenrecht*, München, Schweitzer Verlag, 1904, p. 440. 下線部分は筆者による。

20) 今日では、この平等化の論理は、同様に社会的権利の領域にも影響を及ぼしている。君主あるいは王族の皇子は社会保障、退職年金、家族手当等への権利を有するのか。

うな別の自由もまた、議論を引き起こすことになる。

[15] 王統の構成員の人の権利に関するこれらの議論は、19世紀以降には、法学文献の中でかなりよく知られているが（ドイツ、ベルギーの文献など）、逆に、人間化の論理の人の権利へのインパクトは、それよりもずっと知られていない。さらに、この面での法学の発展は、遅々として、またみえくにいものであった。私の知る限り、フランス革命の初期からこの問題を提起しパラダイムの変更をすすめようとした最初の人物は、エマニュエル・ジョセフ・シイエス（1748年—1836年）である。彼はこの問題を、王の拒否権に関する1789年9月7日の有名な演説の中で取り扱っている²²⁾。シイエスにとって、拒否権（彼はそれを徹頭徹尾、否定しているが）の問題は、当初は、投票権（彼はそれを擁護する）の問題と結びつけられている。王の拒否権（正確には、法律を裁可する王の権限²³⁾の問題は、国民議会に対する、そしてしたがって、国民に対する王の地位の問題へと、シイエスを向かわせることになる。ルイ15世の有名な鞭打ち演説に着想を得た、「国民はただ朕と共にのみある」²⁴⁾というルイ16世の言葉をきつつ、シイエスはこう続ける。「実際、君主は、国民の元首は、国民と共にしかあり得ない」²⁵⁾。しかしシイエスは、包摂あるいは接着の関係を完全に逆転させる。アンシアン・レジーム下では、国王と共にあるとみなされるのは国民（人民）である——国民を体現し代表するのは王である——が、以降、国民の中に包摂されることになるのは、個人としての王である。このような資格において、シ

21) 正史的分析については以下を参照。B. Beck, *Glanz, Pomp und Tränen. Von der dynastischen Ehe zur Liebesheirat in Europas Herrscherhäusern*, Pustet, Regensburg, 2012. 法学的分析については以下を参照。S. M. Cretney, «Royal Marriages: Some Legal and Constitutional Issues», *Law Quarterly Review*, vol. 124 (2008), p. 218 ss; L. Heuchling, «Le Fürstenrecht et les mariages princiers au sein de la maison grand-ducale de Luxembourg», *Journal des tribunaux. Luxembourg*, août 2012, n°22, p. 97 ss.

22) *Archives parlementaires de 1787 à 1860*, 1^{re} série, t. VIII, p. 592-597.

23) 概念的にみれば裁可権と拒否権を区別する必要があるが、シイエス及び当時の大部分の発言者が両者を同視しているので、私も同じように両者を同視することとする。我々の議論に関していえば、両者の混同は結論には影響がない。

24) *Archives parlementaires de 1787 à 1860*, 1^{re} série, Assemblée nationale constituante, t. VIII, p. 592. ルイ15世の演説については、上述 [7] を参照。

25) *Archives parlementaires*, t. VIII, p. 592.

イエスによれば、王〔個人〕は他の市民と同じように、選挙された議会の中で、また選挙された議会によって代表される。「かくして、王は、観念上も、国民から切り離すことはできない。(…)あらゆる行為が、王をあなた方〔代議士〕の中に現前させるのだ。最後に、ここ〔議会内〕でのみ、王の立法への権利は行使されるのである。(…)王は、国民議会の外で法律の形成に参加することはできない」²⁶⁾。ところで、拒否権を行使すること、それは、代議士のみが代表しうる国民の意思に外部から反対することである。絶対的であれ、あるいは停止的なものにすぎないにせよ、拒否権は「国民意思に対する、国民全体に対する玉璽令状」²⁷⁾として、シエスによる嘲りを受ける。数的に理解された平等原理——今日の「1人1票」というスローガンに集約されるものである——の名において、シエスは、王を、他のあらゆる個人と同様に立法過程に「同じ影響力の持分」を有すべき個人の地位へと帰着させる。王の影響力は、代議士についての第1次選挙人集会内部における投票権に限られねばならない。王は、「王」という国家机关に付与される拒否権という形態で、それを超えるべきではない。「個人とみなされる王は個人の意味へと縮減される。この資格においてのみ、王は、あらゆる市民が票を投じることを認められている第1次選挙人集会において投票できるにすぎない」²⁸⁾。シエスによって構想された仕組みでは、個人としての王の投票権は国家元首としての王の拒否権とは相容れないのである。

C. — 19世紀の二元主義的パラダイムからみた投票権の拒否

[16] しかしシエスの主張は、あまりに前衛的、革命的で受け入れられなかった。19世紀を通じ、欧州及び日本の様々な君主政において、君主には法律に対する絶対的拒否権が認められている²⁹⁾。君主に投票権を認めるという考えについては、検討さえされていない。19世紀の憲法テキストと選挙法は、まさにこの点について何ら触れるところがない。学説もまた、フランスにせよ、ドイツ

26) *Ibid.* 下線部分は筆者。

27) *Ibid.*, p. 593.

28) *Ibid.*

29) 例外は、王が停止的拒否権しか有していなかったノルウェーである(1814年憲法79条)。

にせよ、ベルギーにせよ、ルクセンブルクにせよ、ほとんどこの点について沈黙している。せいぜい、ドイツにおいて、幾人かの論者がこの問題を周道的に取り上げている程度である。1880年、バイエルンの憲法学者マックス・ザイデル(1846年—1901年)は、君主が積極的投票権をもつべきであるとの考えを一蹴している。彼によれば、19世紀のドイツや他国の立憲君主政に形相を与える二元主義の原理は、論理的にそれとは相容れないのである³⁰⁾。一方では、君主は議会により代表される必要はない。法律を作成する場に王は直截に現存しているからである。王は議会と共に共同立法者である。裁可権を有しているからである。他方では、二元主義システムにおいては、議会の存在理由は、君主とその政府に対して、あるいはそれらに反しても、人民の利益を擁護することである。新たな議会制度は、人民という「他者」のために創出されたのである。人民は、「臣民」³¹⁾、「被治者」、あるいは「市民」³²⁾といったカテゴリーを通じ定義される。当時の支配的言説によれば、君主はこれらのカテゴリーの構成要素ではない。このようなシステムにおいては、君主に投票権を付与することなど荒唐無稽であろう。19世紀末、ドイツで君主の被選挙権をめぐりいささかの議論が生じた際(投票用紙に君主の名を記した選挙人がいたのである)、実務も学説もあげて戴冠者の受動的投票権を拒絶したことも、そこから説明されよう³³⁾。ただ一人の論

30) M. Seydel, «Der deutsche Reichstag», *Annalen des Deutschen Reichs für Gesetzgebung, Verwaltung und Statistik*, 1880, p. 358 s. 「陛下に対する臣民の(…) [代表] 機関としての帝国議会の役割から帰結されるのは、陛下は議会の一部を構成することも、その指名に参加することもできないであろうということである」。

31) 日本においては、1889年2月12日衆議院議員選挙法6条を参照。

32) たとえば19世紀のドイツの学説における「人民」の定義を参照。J. L. Klüber, *Oeffentliches Recht des Deutschen Bundes und der Bundesstaaten*, 4e éd., 1840, § 257, p. 364; J. C. von Aretin, *Staatsrecht der constitutionellen Monarchie*, 2e éd. revue par C. von Rotteck, Leipzig, Volckmar, t. 1, 1838, p. 145 s et t. 3, 1840, p. 180; R. Maurenbrecher, *Grundsätze des heutigen deutschen Staatsrechts*, Frankfurt, Varrentrapp, 1837, § 49, p. 61 et § 55, p. 76; L. Heuschling, *Le citoyen monarchie*, p. 95 s.

33) P. Laband, *Das Staatsrecht des deutschen Reiches*, 5e éd., Tübingen, Mohr, t. 1, 1911, p. 315 s; G. Meyer, G. Anschütz, *Lehrbuch des deutschen Staatsrechts*, 7e éd., Berlin, Duncker & Humblot, 1919, p. 505 note g; H. Edler v. Hoffmann, «Gibt es ein passives Reichstagswahlrecht der deutschen Landesherren?», *Archiv für öffentliches Recht*, 1903, p. 247 ss.

者——ヘルマン・レーム（1862年—1917年）——のみが、批判的な学説の沈黙を破り、逆に、君主及び王族構成員の能動的投票権（受動的投票権ではなく）についての、斬新で平等志向的な説を主張した³⁴⁾。

[17] とはいえ実務においては、ドイツ及び他国で支配的だったのはザイデルとは逆の説であったというのは、大いにあり得ることである。ルクセンブルクについては、他国とは逆に、今日、選挙人名簿についての経験的な分析を用いることができる。文書館での研究で私が見出すことのできた結果は、疑いの余地のないものである³⁵⁾。19世紀を通じて、そして1945年に至るまで、君主も大公家構成員も代議院選挙の選挙人名簿には現れていない。不思議なことに、君主本人（当時は女公シャルロット）は別として、通例の国籍、年齢、居住等の要件を満たしていることを条件に、大公家構成員が行政により職権で選挙人名簿に登録されるのは、ようやく第2次大戦後のことである。1945年以来、選挙人名簿に登録された皇子・皇女達は、選挙やレファレンダムに際し、19世紀初頭以来ルクセンブルク法でとられてきた投票義務に従い、実際に投票所に赴いている。

[18] この19世紀史の局面を終えるにあたり指摘しておくべきは、当時希に見出される「市民たる君主」をめぐる言説は、とりわけフランスにおいては、決して今日の意味で理解されるものではないということである。「市民」のラベルが君主の名に付される場合も、それは常に異なった独自の、特異な意味においてである。19世紀及び20世紀のベルギーの論者の場合、王及び（あるいは）王族構成委員について「市民」の語が用いられるのは、たいていは、彼らのベルギー国籍と一定の自由権の享有を示すためである³⁶⁾。これとは異なる別の用法が、フランスの公法学者ルイ・アントワヌ・マカレル（1790年—1851年）がものした、1833年出版の『政治法諸原理』の中に見出される。マカレルによれば、君主は「市民権」を有するがゆえに「市民」である。この市民権——憲法システムにおけるその地位——は、主権の持分の保有から、とりわけ裁可権の保有から定義される。通常人の市民権を基礎づける選挙権に対応するのが、マカレルの場

34) H. Rehm, *Das moderne Fürstenrecht*, München, Schweitzer Verlag, 1904, p. 445.

35) L. Heuschling, *Le citoyen monarchique*, p. 66 ss, 182 ss.

36) *Ibid.*, p. 89.

合には、君主の特殊な市民権を基礎づける裁可権（拒否権）なのである³⁷⁾。同じく周知のように、1830年から1848年までフランス人の王であったルイ・フィリップ（1773年—1850年）は、その治世の初め、「市民たる王」として讃えられたが、それは、彼が投票権を有する——ロッシ（Rossi）にせよ、ベリア・サン・プリ（Berriat Saint-Prix）にせよ、当時の法学文献にはそうした考えはみられない——からではなく、彼の人民との近しさや自由主義的な信念ゆえのことである³⁸⁾。彼はブルジョワ〔市民〕と民衆の王としてふるまったのである。「市民たる王」という表現はさらに、より古い。それは、18世紀のフランス啓蒙思想の文献にも、イギリスで初代ボーリングブルック子爵（1678年—1751年）³⁹⁾によって発せられた「愛国王（愛国者たる王）」という英語表現の同義語として、すでに現れていた。しがたって、フランス革命初期、国王ルイ16世を擁護するために、この表現を用いる著述家もいたのである⁴⁰⁾。しかしこの称号はなお、君主の尊厳、威厳、そして傑出した地位を傷つけ損なうものとして、正統王朝の擁護者からは拒絶された。

第2部 比較法からみた今日の解法多様性：類型化のころみ

A. — 20世紀の新たな文脈：第2の論理の（可変性のある）開花

[19] 20世紀は、ヨーロッパでも日本でも、君主制の民主化において決定的

37) L. A. Macarel, *Éléments de droit politique*, Paris, Nève, 1833, p. 185.

38) たとえば以下を参照。Les brochures anonymes, *Le Roi citoyen, ou Le choix national. Biographie populaire de Louis-Philippe*, Paris, Cabinet littéraire, 1830, 22 pages; *L'âme de Napoléon aux braves Parisiens et au roi citoyen*, Imprimerie de Brodard, Coulommiers, sans date, 6 pages; *Ma première au roi citoyen; par un paysan de l'Ariège*, Paris, Sétier, 1832, 16 pages. これらの著作は、フランス国立図書館のウェブサイト（Gallica）で参照可能である。

39) とりわけ彼による以下の著述を参照。Letters on the spirit of Patriotism, on the idea of a Patriot King, and on the state of Parties on the accession of King George the first, London, Millar, 1749.

40) たとえば以下を参照。Anonyme, *Le retour du sentiment et de la raison, bouquet à Louis XVI, premier Roi-Citoyen*, Paris, Imprimerie de L. Potier de Lille, 1790. Pour plus de détails, L. Heuschling, *Le citoyen monarque*, p. 71 s.

な新段階を画している。君主が一般に現実の統治権力を保持し政治的君主であり続けているリヒテンシュタインとモナコという特殊な例を別にすれば、全体として、戴冠した国家元首の権限はいわゆる「形式的」「儀礼的」あるいは「象徴的」な役割へと縮減されている。ときに、とりわけ不安定な政治状況（ベルギーで繰り返される危機を参照）の中で新たな政府の形成が問題になる場合には、君主は一定の行動の余地を手にはしているとはいえ、一般にその役割は、他者（特に政府）が行った決定を形式的に認証する——追認する——ことに限られている⁴¹⁾。法は、この目的のために複合的技法として役立っており、それを、「二声の規範性 (une normativité à deux voix)」と呼んでみたい⁴²⁾。第1の規範は君主に一定の特権を付与するが、第2の規範は、副署のルールのように、君主からその実際の権限を奪い他の国家機関に帰属させる。この仕組みには欠陥がないわけではなく、「真の」権限配分を市民が理解するのを常に容易にするとは限らない。したがって、スウェーデンでは、1974年のラディカルな改革以来、仕組みが単純化された。すなわちスウェーデンでは、王はもはや、文面上形式的な特権さえ有しない。君主の形式的権限は直截、民主的に正統化された国家機関（政府、議会議長）へと付与される。結局、いかなる技法を用いるにせよ、国王の職務は、「中立的君主」、「没政治的君主」という傾向を示している。近代化の第一の論理——「国家元首」の機関権限剥奪の論理——は、ほぼ成功を取めた。スウェーデンの場合、そして日本の場合にも、この論理はその極に達した。とりわけ、二元主義の精神がなお残るリヒテンシュタインの場合——そこでは主権は人民と君主の間で分有されている（1921年憲法第2条）——を別にすれば、「無力化された」君主政においては、主権はすべて人民の手中に存する。シテの基礎には、ただひとつの主体が存在する。人民である。

41) この点は極めて明瞭である。「天皇は……国政に関する権能を有しない」（日本国憲法第4条）。「天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する」「天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する」（第6条）。同様に、1993年カンボジア憲法第7条（「王は君臨すれど統治せず」）、第14条、第21条。外観と実際とのこの乖離は、イギリスにおいて、「憲法の尊厳的部分」と「憲法の実効的部分」の区別というよく知られた形で、バジヨットにより主題化された（W. Bagehot, *The English Constitution*, 1867, chap. 1）。

42) L. Heuschling, *Le citoyen monarque*, p. 14 ss, 21, 245.

[20] こうした文脈において、第2の論理——個人としての君主の人間化の論理——が飛躍的に発展する。個人やその権利という、そしてその私的幸褔という問題領域さえもが、第一の論理の影から脱するのである。いくつかの出来事が燦然とそれを例証しているが、しばしば議論がなかったわけではない。まず想起されるのは、イギリスにおけるエドワード8世の有名な事案である。彼は、恋愛結婚のために、1936年、王位をあきらめる選択をすることになる。良心の自由の名において、1990年、中絶法の裁可を拒んだベルギー人の王ボードワンの例もある⁴³⁾。最後に、2008年、ルクセンブルク大公アンリがこの同じ良心の自由を援用し、安楽死を合法化する法律の裁可を拒否したことにも言及せねばならない⁴⁴⁾。一般に今日では、例えばイギリスにおいてそうであるように、君主と王族の構成員の「基本権」がいつそう論じられるようになってきている⁴⁵⁾。

[21] しかしとりわけ瞠目すべきは、以来、第2の論理が政治的権利の面でもいつそう展開されているということである。この理由から、少なくとも注目すべき4つの出来事をあげることができよう。日本では、日本法における価値体系の「コバルニクスの転回」をなした新憲法に鑑み、また現人神たることを放棄した裕仁天皇の有名な1946年1月1日の演説に沿って、憲法学教授宮沢俊義（1899年—1976年）が、新たな日本国憲法は、日本国民の一員として、裕仁に対する選挙人たる資格の承認を、要請はしないまでも許容していると論じている⁴⁶⁾。注目すべき出来事はほかにもある。リヒテンシュタインでは、2003年、現役の

43) ボードワンが首相に送った1990年3月30日の書簡の鍵となる一節を参照。「私だけがベルギー市民でただ一人、本質的な領域において自らの良心に反して行動することを強いられるというのは、当然のことなのだろうか。良心の自由は全ての者に妥当するが、王は除かれるのか。」書簡の全文は以下に再録されている。A. Molitor, *La fonction royale en Belgique*, 2^e éd., Bruxelles, CRISP, 1994, p. 56 s. この事件の様々な面につき、以下を参照。R. Senelle, E. Clément, E. van de Velde, *A l'attention de Sa Majesté le Roi. La monarchie constitutionnelle et le régime parlementaire en Belgique*, Mols, 2006, p. 163-189.

44) 当時の閣僚による事実と法的文脈の説明として以下を参照。L. Frieden, «Luxembourg: Parliament abolishes Royal Confirmation of Laws», *International Journal of Constitutional Law* (I-CON), vol. 7 (2009), n°3, p. 539 ss. また以下をも参照。L. Heuschling, *Le citoyen monarque*, p. 123 s.

45) 例えば以下を参照。R. Blackburn, «The Royal Assent to Legislation and a Monarch's Fundamental Human Rights», *Public Law*, 2003, p. 205 ss.

王ハンス・アダムス2世と王位継承予定者アロイス皇子が、憲法改正（1921年憲法64条）をめざして、人民発案を開始する権利を行使するよう、すべてのリヒテンシュタイン市民に要求し、華々しい成功を収めた。この事案は大きな反響を呼んだ。というのも、議会の4分の3の特別多数を得られなかったため、ハンス・アダムスとアロイスは、君主の統治権限を著しく増大させる彼らの改憲案を人民により直接承認させるべく、市民による発案という手段を用いたからである⁴⁷⁾。反対派、民主主義理念の擁護派は、まずは行政裁判所に、次いでリヒテンシュタイン憲法裁判所への提訴まで行い、現役君主と継承予定者の市民権に異議を申し立てた。ところが憲法裁判所は、2003年2月3日の判決⁴⁸⁾において、不受理をもって訴えを斥けた。かくして、もはや止めるものはなくなり、レファレンダムは2003年3月16日に実施された。賛成が、64.3%もの得票で勝利を収めた。第3の注目すべき要素もあげておこう。スペインでは、民主政への回帰以来、君主とその家族はみな選挙人名簿に登録されている。さらに、ホアン・カルロス国王は、とくに、フランコ独裁から自由民主主義への政治的移行をめぐる1976年のレファレンダム、新憲法の採択をめぐる1978年のレファレンダムなど、全国的レファレンダムでたびたび投票権を行使している。最後に、ルクセンブルクでは、1945年以来大公家の構成員が選挙人名簿に登録されているだけでなく⁴⁹⁾、2004年には⁵⁰⁾、大公自身が投票権を要求した（とはいえ成功は収めなかった。政府は、大公は選挙人名簿には登録されておらず、また登録は不可能であ

46) 宮沢俊義『憲法大意』（有斐閣、1949年）112-113頁、245頁；同『憲法II基本的人権〔新版〕』（有斐閣、1974年）311-313頁；宮沢俊義／芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』（日本評論社、1978年）31頁。

47) この改正については、リヒテンシュタインの知識人、外国の専門家、欧州評議会諸機関からの多くの批判的な法的分析が、以下のサイトで参照可能である。A. Association *Demokratie-Sekretariat*: <http://www.deseli.ch>。改正擁護論と君主側の論拠については同じ著者による以下の論考を参照。G. Winkler, *Verfassungsrecht in Liechtenstein*, Vienne, Springer, 2001; *Die Verfassungsreform in Liechtenstein*, Vienne, Springer, 2003。

48) La décision n°2002/73 de la *Staatsgerichtshof*（憲法裁判所）。<http://www.gerichtsentcheideli.ch>にて参照可能である。以下で一部をフランス語に訳出した。L. Heuschling, *Le citoyen monarque*, p. 175 ss. この判決に先立ち、行政裁判所が本案について審理し、ハンス・アダムス及びアロイスの市民権を承認して訴えを却下したことを、注記しておく。

49) 実際の運用は不統一を免れない。以下の批判的分析を参照。L. Heuschling, *Le citoyen monarque*, p. 182 ss.

ると解した)⁵¹⁾。

[22] とはいえ、これらの出来事が誤解を招くようなことがあってはならない。なるほど、民主主義の名の下に、君主と王統構成員を選挙人団に包摂してゆく傾向が存在している。私が調べた西欧10ヶ国の君主政（日本、デンマーク、イギリス、ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、スウェーデン、ノルウェイ、スペイン、リヒテンシュタイン）については、この傾向は優勢でさえある。傾向は少なくとも5ヶ国では（オランダ、スウェーデン、ノルウェイ、スペイン、リヒテンシュタイン）、さらに（私が支持するルクセンブルク法の解釈にしたがい、ルクセンブルクを加えるなら）6ヶ国で支配的である。これらの要素には、しかしながら、濃淡をつけねばならない。リヒテンシュタインにおける君主の投票権は、まったく異なる文脈に記されている。というのも、なお政治的君主政が問題となっているからである。リヒテンシュタインの君主は、法律の裁可について、大臣の副署の要請により阻止することのできない、紛れもない権限を保持している。他のいくつかの国でも、君主の投票権への応答は、同様に不安定さをまとっている。投票権を極めて強く示唆する明文の手がかり——問題となるのは王の職務と代議士の職務との兼任禁止の規定であり、個人としての王たる元首の能動的及び受動的投票権を暗示している（1974年統治法第5章2条)⁵²⁾——を含んでいるス

50) 大公アンリの降誕祭のメッセージ（2004年12月24日）を参照（フランス語公式訳）。「傑出したフランスの政治家がこう述べたことがある。『国家主義、それは戦争である』と。ある限度で、欧州は乱れ我々が理想の構想に対応していないが、統一された欧州は、前世紀が我々にもたらし得たうち最もすばらしきものであり続けているとの見方は、今なお健在である。すなわち平和である。親愛なる同胞の市民のみなさん、この精神に則り、私はあなた方に次のように告げたい。私はレファレンダムに参加するであろうと。そうすることで、私は、ダイナミックで新たな欧州において尊敬されるルクセンブルクへの私の信念を表明したい」（下線部分は筆者）。

51) ルクセンブルク政府の立場は、理由も示されていないが、とはいえ法的には疑問の余地がある。いかなる憲法規範も、このような排除を正当化しない。以下の分析を参照。L. Heuschling, *Le citoyen monarque*, p. 189-240. とりわけ、1868年ルクセンブルク憲法第33条（大公は国家統一の「象徴」である）の中に「中立性」の原理を承認しようとする者があるかも知れないが、この原理はそれほどまでに広い意味はもたず、比例性の基準に照らし、普通選挙の憲法原理（憲法第51条・52条）と調和させられねばならない。ルクセンブルク現行憲法のテキストは以下のウェブサイトでも参照可能である。http://www.legilux.public.lu/leg/textescoordonnes/recueils/Constitution/Constitution.pdf

ウェーデン憲法を別にすれば、他国では、君主、そしてさらには他の王室構成員の能動的、受動的投票権の問題は、憲法規定によっては、あるいは選挙法の規定によっても、いささかも直接、明示的に解決されていない⁵²⁾。それゆえ解法は、一つあるいは複数の原理に立脚した論証の果実である。まずは、民主的な普通選挙原理がある（一見して、個人としての君主は、年齢、居住、国籍といった、投票権を主張しうる通常の基準を満たしていることが注目されよう。さらに、研究対象のいかなる国においても、君主は文面上、選挙人団から明示的には排除されていない）。この第1の規範に、二元主義原理（リヒテンシュタイン）、「中立性」原理（とはいえ、この要請の意味と射程はしばしば曖昧なままで、国によって様々に解釈される）のような他の規範が、さらには大臣副署のルール（例外的なベルギーの場合）のような究極の憲法規範原理が、付け加えられることもある。考慮される規範の多様性に鑑みれば、最終的な解法が一様でないことは驚くには当たらない。かくして、包摂の傾向にもかかわらず、少なからぬ数の実定法が、君主を選挙人団から排除し続けている。あるいは少なくとも、たとえ認められていても、彼に投票権の行使を禁じている。比較法的検討から生じるイメージは複雑で、当惑を覚えるものである。

B. — 人民への君主の包摂をめぐる今日の3つのモデル

[23] 今日の多様性を整序し分類するためには、君主の手中にある現実の統治権の存否（範例となる立法拒否権の例と共に）を基準とし、人民への君主の包摂がどこまで進んでいるか（君主は単に客体としての人民に包摂されているだけか、あるいはまた主体としての人民に包摂されているか。被選挙権は同様に認められているか。）を検討するのが有用である。これら2つの基準に照らし、西欧君主政内部における現下の状況の3類型を区別することが可能である。

52) 第2条「スウェーデン市民であり18歳に達した者のみが、国家元首を務めることができる。国家元首は同時に、大臣となり、議会（Riksdag）議長職を保持し、あるいは議員を務めることができない」。http://www.riksdagen.se/en/Documents-and-laws/Laws/The-Constitution/

53) カンボジアの1993年憲法のような近時の君主政憲法さえも、この問題では後れをとっていない。

- 君主は同時に拒否権と投票権を保持している。立法過程において、君主は2票分の発言権を有している。それは主体としての人民への矛盾した、あるいは奇異な包摂である。
- 君主は立法に関していかなる発言権も有しない。君主は拒否権も投票権も持たない。それは人民への最小の包摂である。君主は客体としての人民には包摂されるが、主体としての人民には包摂されない。
- 君主はひとつだけの発言権を有する。君主は投票権を有するが拒否権を持たない。それは主体としての人民への君主の最大の、さらには極限の包摂である。

1° 「2票を有する君主」あるいは矛盾した包摂

[24] それは19世紀から20世紀にまたがる、非典型的な、リヒテンシュタインの事例である。君主の権限はそこではなお現実のものである。19世紀の君主のように、リヒテンシュタインの君主は、二元主義体制内における政治的君主のままである(1921年憲法第2条)⁵⁴⁾。君主は立法過程に現存しており、その裁量的裁可権を通じて、絶対的拒否権を有している。同時に、二元主義の論理は選挙の面では純粋な形では維持されていない。二元主義体制においては、論理的には君主は選挙人団から排除されるが、現在のリヒテンシュタイン君主は、議論を呼んだ2003年の人民発案に際して、自らの市民としての資格(*Landesbürger*)の主張に成功した。かくして彼は、君主であると同時に市民なのである。こうすることで彼は、立法過程において2票を有することになる。すなわち、拒否権と投票権である。一方では、立法過程における国家元首(*Landesfürst*)としての直

54) テキストは、リヒテンシュタイン立法局の公式サイトで参照可能である。https://www.gesetze.li。最新版のフランス語訳については以下を参照。http://mjp.univ-perp.fr/constit/li2011.htm。学問的研究については以下を参照。G. Batliner (dir.), *Die liechtensteinische Verfassung 1921 (samt Änderungen bis 30. 9. 1994)*, Vaduz, Verlag der Akademischen Gesellschaft, 1994; V. Press, D. Willoweit (dir.), *Liechtenstein. Fürstliches Haus und staatliche Ordnung*, 2e éd., Verlag der Liechtensteinischen Akademischen Gesellschaft, Vaduz, 1988; A. Waschkuhn (dir.), *Kleinstaat*, Verlag der Liechtensteinischen Akademischen Gesellschaft, Vaduz, 1993; L. Heuschling, *Le citoyen monarchie*, p. 164 ss.

截的存在は、裁可権というこの効果的な手段ゆえに、自らの観点を主張することを可能にする。裁可権は今なお、一定の場合には副署の要請からも解放された裁量的権能である(憲法第65条)⁵⁵⁾。他方では、市民(*Landesbürger*)として、なるほど小さなものではあるが無視し得ない、立法府選挙あるいは他の投票に際しての投票権が提供する影響力行使の手段を保持している⁵⁶⁾。最後に、リヒテンシュタインの君主は遍在の才を享受している。なぜなら、彼は同時に異なる2つの場に身を置くからである。すなわち、人民の外と人民のうちである。かくして君主は、拒否権を用いるなら、彼自身の代表とみなされる議会という機関に敵対することになるのである。彼が敵対しているのは……彼自身である。彼の権限は二分される。彼は、君主政の空間と民主政の空間に同時に身を置いているのだ。彼の客体としての人民への、さらには主体としての人民への包摂は、かくして矛盾した、奇異なものとなる。

2° 「発言権なき君主」あるいは最小の包摂

[25] この第2のモデルでは、第3のモデルのように、君主政は無力化される。とりわけ君主は、もはや裁可権をもたない(スウェーデン、ルクセンブルク)⁵⁷⁾。あるいは法的に、「文面上」は、この特権を有するとしても(イギリス、ベルギー：憲法109条、デンマーク：1953年憲法22条、オランダ1983年憲法87条など)、支配的言説によると⁵⁸⁾、それはもはや名目的特権にすぎない。彼の権能は束縛されている。彼は署名せねばならない。裁可権はもはや、拒否権に相当する

55) 詳しくは以下を参照。L. Heuschling, *Le citoyen monarche*, p. 167 s.

56) 君主と他の王室構成員が選挙されうるかどうかという問題は、実際上も、またリヒテンシュタインの法学内部でも、さしあたり提起されなかった。リヒテンシュタイン憲法のテキストは、暗黙裏に、少なくとも国家元首の職務と代議士の職務との兼任禁止を含意しているとみることもできよう。なぜなら、議会を開会、閉会、延期あるいは解散する権限は国家元首に帰属しているからである(憲法48条、54条、55条)。君主はそれゆえこの機関の外部にいななければならない。

57) スウェーデンでは、1974年憲法は、法律を裁可し審査する王の権限を奪った。以来、法律は政府によって審査される(1974年統治法8章19条)。http://www.riksdagen.se/en/Documents-and-laws/Laws/The-Constitution/ルクセンブルクでは、2009年3月12日の改正以来、憲法34条における裁可権への言及はいっさい削除された。法律の審査権のみが大公に属する(この義務は3ヶ月以内に執行されねばならない)。

ものではない。だからといって、彼は、以来議会のみによって担われている代表のプロセスで自らの考えを主張するために、他の発言権、すなわち投票権を有しているのだろうか。第2のモデルと第3のモデルの相違が生じるのはこの点である。第2のモデルでは、君主は立法過程では発言権を持たない。それは「非市民としての中立的君主」あるいは二重に中立的な君主の姿である。彼は拒否権も投票権も持たない。君主は議会により代表される客体としての人民の一部を構成するが、自らの代表を選ぶ権利を持たない。包摂は最小である。包摂は客体としての人民には妥当するが、主体としての人民には妥当しない。この観点からは、君主はなお「別扱い」である。君主は、人民の外部にあった19世紀のかつての君主とは異なり、この場合には人民の内部において別扱いなのである。君主、さらには王家の構成員（王家の長に適用可能な解法が王族の一定の、あるいはさらに全ての、構成員にも適用されるのなら）は「人民からの除外者」⁵⁹⁾なのである。子ども、精神障がい者、有罪判決を受けた者、あるいは外国人のように、彼らは、主体としての人民の一部を構成することなく、客体としての人民の一部を構成するのである。

[26] この第2のモデルの例として、日本、デンマーク、イギリスそしてベルギーをあげることができよう。とはいえこれら各国において、法的論証の道筋がまったく同じというわけではない。他の王室構成員の排除の程度も同様に異なる。日本とデンマークでは、政府はたいていの場合、中立性の原理に依拠し、君主は選挙人名簿への登載を求めることはできないと解している。君主は能動的投票権を持たないし、いわんや受動的投票権も持たない。日本では、こうした応答が、1946年以降、憲法改正の議論の中で、憲法担当大臣・金森徳次郎によってなされている。金森は、国民統合の象徴の役割（憲法1条）は、天皇の側の完全な中立性を含意していると解している⁶⁰⁾。この特殊な地位が他の全皇族にも波及し、

58) イギリスにおける少数説は、一定の仮説における「王の同意」の特権が今でも裁量的で王自身のものであることを主張する。以下を参照。R. Blackburn, «Monarchy and the Personal Prerogatives», *Public Law*, 2004, p. 546 ss et *id.*, «The Royal Assent to Legislation and a Monarch's Fundamental Human Rights», *Public Law*, 2003, p. 205 ss.

59) この概念につき以下を参照。L. Heuschling, *Le citoyen monarche*, p. 105, 129 s.

60) 清水伸『逐条日本国憲法審議録・第1巻』（原書房、1962年）165-167, 171頁。

今度は彼らを選挙人団から排除した。その結果、宮沢俊義、そしてしばらく後の横田耕一のような異論⁶¹⁾はあるが、学説は、第1条と第4条(中立性)に依拠して、こうした立場を支持してきた。デンマークでは、マルグレーテ女王が現在選挙人名簿から排除されていることは、同様に、よく知られた1920年の復活祭危機に遡る不文の憲法原理である、国家元首の中立性の要請から正当化されている。かくして、「国家元首」という機関が一定の態様で権限を行使すること(「中立」あるいは「公正」な行使)をまずもって、そして何よりも要請する「中立性」の規範は、その適用領域を拡大している。それはこの機関の肩書きを保持する個人の選挙上の地位にも波及し、さらにはこの個人の近親者の選挙上の地位にまで影響を及ぼしている。

[27] 逆にイギリスとベルギーでは、君主が(能動的)投票権を持つことは認められているが、それを行使することはできないであろう。イギリスでは、公式には、女王エリザベス2世とすべての王室構成員は、選挙法、すなわち1983年人民代表法が定義する選挙人団の構成員である。この法律は、テキストの沈黙ゆえに君主にも適用され、君主にはこうして、能動的及び受動的投票権が承認される⁶²⁾。しかし中立性の理想の名において、他の政治的性格の規範——「憲法習律」——によって、女王にもまた王室構成員にも、これら主観的権利の実際の行使は禁じられている⁶³⁾。ベルギーでは、極めて独自に、副署のルールが妨げとなって、王は投票権を行使できない。王に適用される論証(王妃、王位継承予定者、あるいは他の王室構成員には適用がなく、それゆえ彼らは投票に赴くことが

61) その著書『憲法と天皇制』(岩波書店、1990年)11-12、28-30頁において、横田教授は、憲法により、天皇は、日本国民への包摂によって、個人として能動的投票権を有する(しかし受動的投票権は有しない)と解している。天皇の地位は、その公務ゆえに市民としての資格を失うことがない首相の地位と同視することができる。横田教授によれば、皇族は能動的投票権と受動的投票権双方を享受している。〔訳者注：該当箇所の趣旨について、ホイシュリング教授の著書の執筆に際し、横田教授に補足をしていただいた。それをふまえた記述である。〕

62) この解釈は特殊なものである。通常、イギリスの学説は、明文規定がない限り、議会議法は王には適用されないと解しているからである。しかるに選挙法はこの点で沈黙している。

63) 以下のイギリス王家公式サイトを参照。<http://www.royal.gov.uk/MonarchUK/QueenandGovernment/Queenandvoting.aspx>。この問題は、イギリスの法学説によっては取り上げられず、分析されてもいない。

できるし、またそうすることは義務でさえある)は次のようなものである。1°憲法と選挙法によって、王は投票権を有している。選挙人名簿に登載されるベルギーの選挙人すべてと同様に、王には投票が義務づけられる。2°投票することは、しかしながら、王にしてみれば「政治的」行為である。ところでベルギー憲法106条の比較的曖昧な文言⁶⁴⁾をめぐる通常の解釈によれば、「政治的影響をもちうる」王のあらゆる行為、活動、そして文書は、大臣による副署の要請に服する⁶⁵⁾。投票の法的義務を果たすためには、王はそれゆえ事前に大臣の同意を得なければならない。3°同意を与えるためには、大臣は王に対しどの様に投票するのかを問わねばならない。しかるに、法律によれば、投票は秘密である。かくして、大臣は同意を与えることができず、王は、副署がないために、投票の法的義務を履行することができない。4°国王によるこの義務の不履行は、とはいえ、刑事制裁を受けない。王は予め検察により免訴されている⁶⁶⁾。

3° 「君主たる市民」あるいは最大の、さらには極限の包摂

[28] 検討対象の10の君主政のグループのなかでは、このモデルが優勢である。この確認は、一見したところ驚くべきものである。というのも、ほとんど目につかないからである。それは、現代君主政をめぐる人々の想像の中にも、また学問的な現代君主政像の中にもほとんど存在しない。とはいえ、総計10カ国中5カ国(スウェーデン、オランダ、ノルウェイ、スペイン、そしてまた私独自の読解によればルクセンブルク)において、実定法上支配的なのは、まさしくこのモデルなのである。1789年9月7日の王の裁可権に関する演説の中でシイエス

64) ベルギー憲法106条は以下の通りである。「国王のいかなる行為も、大臣の副署がなければ効力を持ち得ず、大臣はその限度でのみ責任を負う」。比較して、1946年の日本国憲法3条は、「天皇の国事に関するすべての行為」についてのみ内閣の同意を要求している点で、より明確である。ところで、君主が投票する場合、彼は個人の資格において投票するのであって、国家機関として投票するわけではないのである。

65) F. Delpérée, *Le droit constitutionnel de la Belgique*, Bruxelles-Paris, Bruylant-LGDJ, 2000, p. 470.

66) ベルギー法のこの独特で複雑な解法は、憲法の概説書では決して論じられていない。以下の文献の場合のように、言外に触れられているに留まる。F. Delpérée, *op. cit.*, p. 473 note 5. よく詳しくは以下を参照。L. Heuschling, *Le citoyen monarque*, p. 153 ss.

によって理論面で素描されて以降、このモデルが実定法上具体化するの、ようやく20世紀後半のことである。とりわけ1976年以降スペインにおいて、また1945年以来ルクセンブルクにおいて（王統の他の構成員についてであるが）。

[29] このモデルでは、君主は法律を裁可する裁量的権限を喪失した。その権限は大部分、さらには完全に、無力化された。しかし君主は、近代化の第2の論理の影響から、市民の地位を取り戻した。この地位は、全ての通常の市民と同じように、代議士の指名を通じ、立法過程で彼独自の見解を発することを可能にしてくれる。彼は拒否権は持たないが、少なくとも投票権（能動的）を有している。スウェーデンでは、君主の選挙人団への包摂は法文上の手がかりから定礎することができる（1974年統治法第5章第2条⁶⁷⁾が、他国では、学説による論証は次のような形をとる。すなわち、王は個人として選挙人になるための様々な基準を満たしており、また彼をそこから排除するいかなる規定も存在しないがゆえに、彼が選挙権を有していると推論せねばならない。沈黙（適用除外規定の欠如）は包摂と同義である⁶⁸⁾。

[30] かくして出現するのは新たな君主像であり、私はそれを「君主たる市民」と呼んでみたい。問題となっている個人はまずもって⁶⁹⁾市民であり、世襲君主内部の国家元首という職務から生じる制約の可能性はあるものの、この資格に付されるあらゆる権利を享受する。しかしこのモデルでは、国家元首という執政官職の中立性の要請は、この個人とその周辺の家族の選挙上の地位には影響しないか、あるいはさしたる影響をもたない。消滅の際にある、また潜在的に自由抹殺的な中立性という規範は、人の権利の論理によって阻まれる。相対立する憲法諸規範の均衡の中で、市民の平等な投票権という理念が、とりわけ比例原則に

67) 前掲注53) 及び以下を参照。S. Zetterström, *Konstitutionell Rätt*, Malmö, Liber, 2012, p. 78.

68) ノルウェーについては、たとえば以下を参照。E. Smith, *Konstitusjonelt demokrati. Statsforfatningsretten i prinsipielt og komparativt lys*, 2e éd., Bergen, Fagbokforlaget, 2012, p. 403, p. 251.

69) 注目すべきは以下の点である。フランス人の王ルイ・フィリップについて有名になった旧来の「市民たる王«roi-citoyen»」という表現とは逆に、「君主たる市民«citoyen-monarque»」という表現では、「市民(citoyen)」の語が君主(monarque)あるいは王(roi)という語の前に置かれている。

よって⁷⁰⁾、中立性の要請に優るのである。中立性に基づく制約は、あるいは被選挙権の面にのみ限定され（ノルウェイ、スペイン、ルクセンブルクの最大の包摂）、あるいは、オランダやスウェーデンの場合のように能動的及び受動的投票権が認められる場合には、全く存在しない⁷¹⁾。包摂はかくして「極限」となり、君主と王位継承予定者の、かようなまでの選挙への関与の弊害に対する懸念も、引きおこさないわけではない。当面、この下位モデルは実践に移されていないという点で、仮想的なものにとどまっている。スウェーデンでもオランダでも、目下のところ、いかなる君主も、またいかなる王族構成員も、選挙に立候補していない。逆にスペインでは、実施されたいくつかの全国的レファレンダムで、能動的投票権が国王ホアン・カルロスによって実際に行使された。

70) ルクセンブルク法におけるその重要性について、L. Heuschling, *Le citoyen monarque*, p. 217-226.

71) テキスト明示の承認、判例、実践（いかなる王族も、さしあたり、代議士に立候補していない）がおよそ存在しないため、これらの結論は引用した諸国における学説の論証の果実である。